

子育て支援情報

■問い合わせ
 こども課子育て支援係
 TEL (23) 8932

<10月15日(土)~11月15日(火)>

子育てサロン ★開設時間 9:00~12:00		赤ちゃんから就園前までのお子さんと保護者の交流の場です。	
子育てサロンかねだ (金田北地区公民館)	開設日	火曜日	
子育てサロンのざき (うすばアットホーム)	開設日	木曜日 ★休館日:11/3	
子育てサロンかわにし (川西高齢者ほほえみセンター)	開設日	月・水曜日	
つどいの広場 ★開設時間 9:00~14:00		就園前のお子さんと保護者が交流を図りながら育児相談などを行うための場です。	
つどいの広場 県北体育館 (県北体育館幼児体育室)	開設日	火・木・金・第2土曜日 ★休館日:10/18、11/3	
つどいの広場 さくやま (旧さくやま保育園)	開設日	月・水・金・第4土曜日 ★休館日:10/26	
子育て支援センター ★開設時間 9:00~12:00 13:00~16:00		親子交流の場の提供や子育ての悩みに関する相談・適切なアドバイスを行います。 ※電話相談も受け付けております。	
すみよし子育て支援センター (子育てプラザ館)	TEL (23) 8728	開設日	毎週 月~金曜日 ★休館日:11/3
しんとみ子育て支援センター (しんとみ保育園)	TEL (22) 5577		
ゆづかみ子育て支援センター (ゆづかみ保育園)	TEL (98) 3881		
くろばね子育て支援センター (くろばね保育園)	TEL (59) 1077		
【お願い】施設の利用にあたっては、ケガや事故防止のため、お子さんから目を離さないようお願いいたします。			

子育て

子育てママの就職準備個別相談会

隔月でハローワーク内にあるマザーズコーナーの方が、個別に相談を受け付けます。お子さまと一緒に遊びながら相談出来ますので、興味のある方はぜひお越しください。なお、予約優先となりますので、

事前に各子育て支援センターまたはこども課へお電話ください。
日時・場所
 11月11日(金) 午前10時~正午
 すみよし子育て支援センター
 TEL (23) 8728

11月25日(金) 午前10時~正午
 ゆづかみ子育て支援センター
 TEL (98) 3881
申し込み・問い合わせ
 こども課子育て支援係
 TEL (23) 8932



国民年金

国民年金からのお知らせ

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明」が発行されます。年末調整、確定申告まで大切に保管を!

- 所得税および住民税の申告では、国民年金保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します)
 - この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成23年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬までに日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。なお、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、来年の1月下旬に送付されます。
 - ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。
- ※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示さ

れている電話番号にお問い合わせください。

年金受給者の皆様へ「扶養親族等申告書」(は期限までに提出を!)

老齢や退職を支給事由とする年金は、「雑所得」として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません)

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外の収入がある方は確定申告が必要です。

平成24年度分「扶養親族等申告書」が送付される方

年齢	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上

■問い合わせ

大田原年金事務所総合相談室
 TEL (22) 6311
 市国保年金課国民年金係
 TEL (23) 8928

